

令和7年度

大阪市認定こども園設置・運営法人

～移行・3歳児受入連携必須～

【移行・補助金交付対象】

- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 幼稚園型認定こども園

＜建替・増築：令和9年4月開設＞

＜ 改 修 ：令和8年4月開設＞

募 集 要 項

令和6年12月

大阪市こども青少年局
幼保施策部幼保企画課

目 次

1. 募集の趣旨	2
2. 応募にあたっての注意事項	2
3. 応募条件、定員等	2
(1) 開設期限	
(2) 募集地域及び施設整備補助金の件数	
(3) 応募数の制限	
(4) 選定における併用選択制	
(5) 地域型保育事業所との連携	
(6) 定員設定	
(7) 整備補助金	
(8) 設置・運営予定者の選定	
4. 応募資格	5
5. 設置・運営の条件	5
(1) 認定こども園の設置・運営にかかる条件等	
(2) 既設建物を活用する場合の留意事項	
6. 整備にかかる補助金（令和7年度の予定）	7
(1) 共通留意事項	
(2) 既存園舎を建替え又は増築する場合	
(3) 既存園舎を改修する場合	
7. 欠格事項	13
8. 失格事項	14
9. 応募手続き	14
(1) 募集要項の配布	
(2) 応募相談について	
(3) 応募にかかる事前登録	
(4) 応募書類の受付期間	
(5) 応募書類にかかる留意事項	

10. 設置・運営予定者の選定	17
(1) 設置・運営予定者の選定について	
(2) 審査会及び選定方法について	
(3) 審査項目	
11. 応募費用	19
12. 設置・運営予定者選定までのスケジュール（予定）	20
13. 設置・運営予定者の選定結果	20
14. 設置・運営予定者決定後の手続き	20
15. その他	20

1. 募集の趣旨

「認定こども園」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年 6 月 15 日法律第 77 号、施行日同年 10 月 1 日）により位置づけられた、就学前の幼児教育・保育機能及び地域における子育て支援機能を併せ持つ施設です。

大阪市では、地域型保育事業所を卒園した 3 歳児の受け皿確保が急務となっており、今回、

- ① 既存の「幼稚園」から幼稚園型認定こども園への『移行』
- ② 既存の「幼稚園」から幼保連携型認定こども園への『移行』

上記のいずれかにより、地域型保育事業所を卒園した 3 歳児の受入れ枠（2 号認定こども）を設け、地域型保育事業所の連携施設となり、認定こども園を運営する法人を募集します。

2. 応募にあたっての注意事項

- (1) 募集要項の内容は、令和 7 年度予算事業であり、令和 7 年度の予算案が大阪市会で議決された場合に執行が可能となります。そのため、状況によっては募集の中止や、内容が変更となる場合があります。
- (2) 事情により本要項の内容が変更となる可能性がありますので、ホームページや問合せ等により、状況を常に確認するようにしてください。
- (3) 本募集要項内の定義などは、本市の解釈によるものとします。
- (4) 関係法令等に改正があった場合、設置・運営法人の選定後であっても、事業計画の内容を変更いただく場合があります。
- (5) 本募集要項中の「1 号」「2 号」「3 号」とは、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項各号に定義される子どもを意味します。
- (6) 施設整備補助金を必要としない場合は、別途募集する「令和 7 年度大阪市認定こども園設置・運営法人【移行・補助金交付対象外】」にご応募ください。
- (7) 幼稚園型認定こども園の法的性格は、学校（幼稚園＋保育所機能）です。認定こども園の「認定」は大阪市が行いますが、幼稚園の「認可」は、これまでとおり大阪府が行います。したがって、園舎を建替えしたり、増築したりする場合、幼稚園としての認可基準を満たす必要があります。

幼稚園型認定こども園に移行する場合で、認可定員を変更する場合や施設整備を行う場合は、必ず大阪府私学課にご相談ください。

なお、幼保連携型認定こども園は、大阪市が「認可」を行います。

いずれの類型も移行に伴い寄附行為の変更を行う際は、大阪府私学課へ届け出をしてください。

- (8) ご不明な点やご質問がありましたら、お電話等でお問い合わせください。質疑内容が共有すべき内容であれば必要に応じて大阪市ホームページ上で回答します。なお、個別の内容は、応募相談をご利用ください。

質問の受付については、令和 7 年 3 月 14 日（金）までとします。

3. 応募条件、定員等

- (1) 開設期限

【建替・増築の場合】

令和 9 年 3 月末までに整備を完了し、認可（認定）及び確認を受けて、「令和 9 年 4 月

1日」までに運営を開始してください。

※整備状況に応じて大阪市との協議により早期開設が可能です。

【改修の場合】

令和8年3月末までに整備を完了し、認可（認定）及び確認を受けて、「令和8年4月1日」までに運営を開始してください。

(2) 募集地域及び施設整備補助金の件数

大阪市内全域で募集します。補助金の件数は下記のとおりです。

整備手法	補助金の件数
建替・増築	2件
改修	3件

ただし、予算の執行状況により上記補助金の件数が増減する場合があります。

(3) 応募数の制限

認定こども園への移行を希望する場合、1つの施設につき、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれか1つのみの応募とします。

また、別途募集する「令和7年度大阪市認定こども園設置・運営法人【移行・補助金交付対象外】」との重複応募は受け付けませんので、ご注意ください。

(4) 選定における併用選択制

補助金整備の募集において、法人の適格性はあるが、法人の競合により選定されなかった場合に、補助金の交付を受けず、自主財源による施設整備を行う移行を認めます。

その場合、補助金の交付を受ける場合と、自主財源による施設整備を行う場合、両方の資金計画の提出が必要ですが、資金計画以外の計画内容を変更することはできません。

(5) 地域型保育事業所との連携

区内または隣接区に所在する地域型保育事業所（原則として2歳児の卒園後の受け皿に関する連携施設を確保できていない事業所に限る。）を卒園した3歳児の受入れ枠（2号認定こども）を新たに設け、地域型保育事業所の連携施設となることを応募条件とします。

応募時点で連携合意を予定する地域型保育事業所からの確認書をご提出いただきます。

なお、今回の募集条件においては、いわゆる「連携の3つの内容（①保育内容支援 ②代替保育 ③2歳児の卒園後の受け皿）」の完全合意を求めるものではありません。このうち、③について、認定こども園移行後に確認書に記載の地域型保育事業所と連携合意書を締結してください。

※原則として、連携する地域型保育事業所と応募する幼稚園とは最寄り駅が同じ又は隣接しているなど、保護者の利便性に留意すること。ただし、応募する幼稚園の周辺に連携を必要とする地域型保育事業所がない場合は通常の交通手段で20～30分程度の範囲にあることとします。

(6) 定員設定

地域型保育事業所を卒園した3歳児（2号認定）の受入れ枠を設定してください。

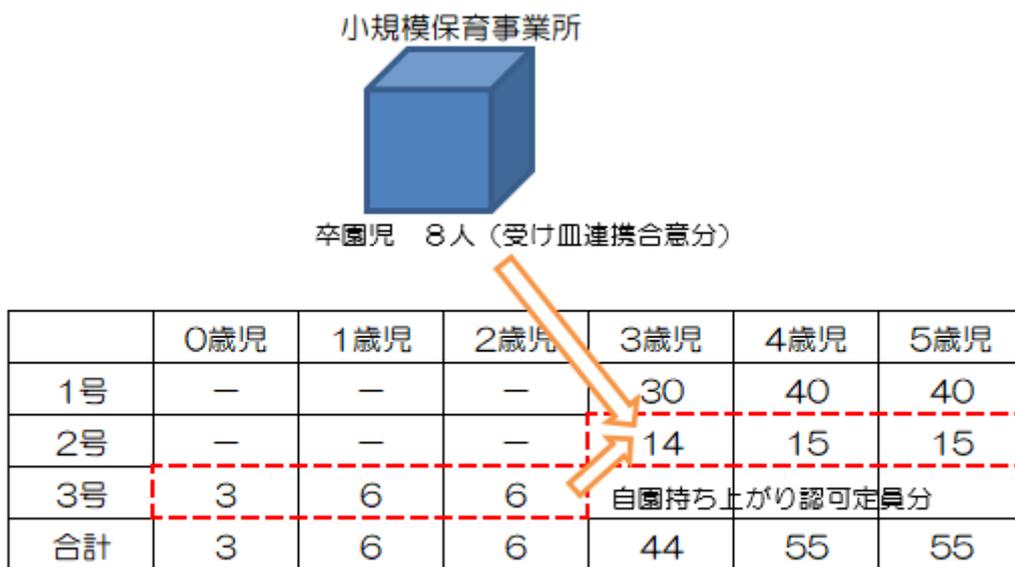
3歳児（2号認定）受入れ枠 8名以上
同一法人が運営する地域型保育事業所の卒園児の受入れは、別枠で設定すること

3号認定こども（0～2歳児）の定員設定は、必須ではありません。

3号認定こどもの定員を設定する場合は、連携する地域型保育事業所の3歳児の2号定員枠に加え、自園の2歳児が3歳児クラスに入れるよう定員設定する必要があります。

また、定員構成は、下記のとおり、0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児となるように構成してください。

(定員設定のイメージ)



0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児
となるように定員設定すること

(7) 整備補助金

認定こども園移行にあたり、整備に必要な経費の一部に対して補助金を交付しています。

整備手法等の条件により補助金の内容が異なります。詳しくは、7～13ページを参照してください。

認定こども園に係る整備補助金については、2・3号定員にかかる部分（保育所機能部分）を対象としますが、次の場合については、1号定員にかかる部分（学校教育部分）も補助対象とします。

学校教育部分への補助については、幼稚園型または幼保連携型認定こども園に移行を予定している幼稚園が、児童の安全を確保するため、昭和56年6月1日以降の耐震基準を満たしていない園舎（昭和56年5月31日以前に確認通知が交付された建物で耐震診断未実施の園舎を含む）を建替え、保育所機能部分と学校教育部分を一体的に整備する場合のみ予算の範囲内で補助します。

※旧幼保連携型認定こども園から幼稚園に移行した施設(いわゆる「返上園」)については、施設整備補助を受けることができない場合があります。

(8) 設置・運営予定者の選定

外部有識者で構成された審査会で、応募書類及びヒアリングにより審査を行います。
設置・運営予定者の選定の詳細につきましては 17~18 ページを参照してください。

4. 応募資格

大阪市内において、現在、幼稚園を運営しており、当該園を認定こども園に移行させ今後も継続して運営する学校法人とします。

5. 設置・運営の条件

(1) 認定こども園の設置・運営にかかる条件等

※詳細は「認定こども園の開設・運営について」を必ず参照してください。

ア 基準について

幼保連携型認定こども園の設置及び運営にあたっては「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年大阪市条例第 100 号)」を、幼稚園型認定こども園の設置及び運営にあたっては「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成 28 年大阪市条例第 86 号)」を遵守する必要があります。また「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年大阪市条例第 99 号)」及びその他関係法令に適合させる必要があります。

イ 開園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日(必ず遵守してください。)

ウ 開園時間

保育標準時間の認定を受けたこどもが利用できるように 1 日 11 時間以上とし、8:30~16:30 を含むこと。

エ 利用料

利用契約は園の運営法人が利用者と直接行い、大阪市の基準に基づく利用者負担額を利用者から直接徴収すること。

オ 子育て支援事業

地域のニーズに応じて、以下から1つ以上の事業を実施する必要があります。いずれも園児だけでなく、地域の子育て家庭が対象です。ただし、大阪市からの委託及び補助事業については対象外となります。

- ① 親子の集いの場の提供等による情報提供・相談支援事業
- ② 地域の家対する情報提供・相談支援事業
- ③ 一時預かり事業(一般型)
- ④ 保護者と地域の子育て支援団体等との連絡・調整事業
- ⑤ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言事業

(2) 既存建物を活用する場合の留意事項

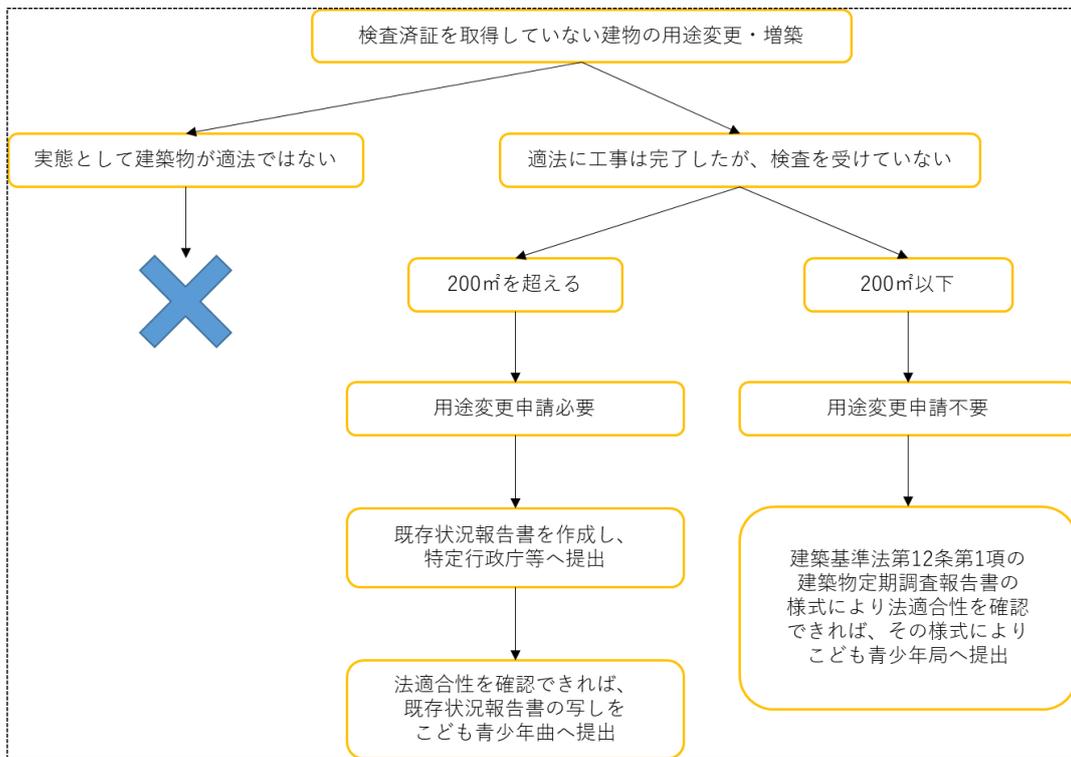
① 建築確認済証及び検査済証の交付を受けており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き（用途変更等）を行うことができること。

検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次のア～ウのいずれかを提出するとともに、かつ下記②に準じ、現行の耐震基準を満たしている旨の報告書等が必要になります。ただし、ウについてはこども青少年局から特定行政庁等に問い合わせし、場合によっては事業者選定の対象から除外となることがあります。

ア 国土交通省の示す「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。

イ 用途変更申請が必要な場合は、特定行政庁等と協議を済ませた既存状況報告等の写しを提出すること。なお、用途変更申請が不要であるが図書等がない場合も同様の取扱いとします。

ウ 用途変更申請が不要な場合は、建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書の様式の写しを提出すること。



② (幼保連携型認定こども園へ移行する場合) 現行の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合、耐震調査を実施すること。なお、耐震基準を満たしていない場合は、認可を受けるまでに改修し、耐震基準を確保することを条件に応募可とします(耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提出が必要です。)

6. 整備にかかる補助金（令和7年度の予定）

施設整備に必要な補助金は、応募いただいた案件が国の就学前教育・保育施設整備交付金の対象事業となった際に、本市負担分を加算したうえで本市から法人へ交付します。なお、上記制度は現時点での案であり変更となる可能性があるため、以下にお示しする補助金は保証されたものではありません。

※記載内容については、予定であり、事情により内容が変更となる場合があります。補助額の積算の詳細については、応募相談において担当者にお尋ねください。

（1）共通留意事項

- ・工事業者は本市の入札方法に準じて、大阪市入札参加資格業者より入札で決定していただく必要があります。
- ・実施設計及び工事契約は、補助金の交付決定後の締結となりますので、整備計画については、それを考慮の上、策定してください（実施設計についてはやむを得ない場合、補助金内示後に契約締結が可能です。）。
- ・認定こども園を廃止した場合や、補助対象としたものを処分した場合は、運営した期間に応じて補助金を返還していただく場合があります。
- ・国から市への交付決定（内示）時期は令和7年8月以降を予定しております。その場合、工事着手は令和7年11月以降となります。また、令和7年度中に新園舎の工事に着手できない場合、交付決定取消となりますので、それを考慮のうえ整備計画を策定してください。詳細等はあらかじめお問い合わせください。

（2）既存園舎を建替え又は増築する場合

① 補助対象者

幼稚園型認定こども園または幼保連携型認定こども園に移行する幼稚園

ただし建替えの場合は、園舎が老朽化しており、昭和56年6月1日以降の耐震基準を満たしていない園舎（昭和56年5月31日以前に確認通知が交付された建物で耐震診断未実施の園舎を含む。）を建替えする場合に限ります。

② 補助金の算出方法

補助対象経費を算出するにあたり、学校教育部分と保育所機能部分は、各々の床面積で按分します。詳細等はあらかじめお問い合わせください。

【保育所機能部分】

ア 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）及び実施設計費、開設準備に必要な費用（開設準備に必要な費用は幼保連携型認定こども園のみ）。ただし、別の補助金等の対象となる費用は除外とします。

なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- ・調査又は点検に要する費用

- ・釘や金具で固定するだけで、外壁・天井など建物と一体的ではない設備
（例）天井吊・壁掛・床置の空調設備
- ・外構工事費
- ・土地の買収又は整地に関する費用
- ・既存建物の買収に係る費用
- ・職員の宿舍に要する費用
- ・解体撤去・仮施設整備工事に係る工事事務費及び実施設計費
- ・国庫補助の事前協議において適当と認められない費用
- ・その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 補助基準額

（ア）幼保連携型認定こども園の場合

補助基準額 = 本体工事費 + 設計料加算 + 開設準備加算

【保育所機能部分の整備にかかる補助基準額表（1施設あたり）】

整備定員（2・3号）	本体工事費 （1施設あたり）	設計料加算 （1施設あたり）	開設準備加算 （整備定員1人あたり）
20人以下	94,500千円	4,725千円	44千円
21～30人	99,000千円	4,950千円	34千円
31～40人	115,100千円	5,755千円	28千円
41～70人	131,300千円	6,565千円	24千円

※ 令和6年度単価のため、令和7年度は単価が変更される場合があります。

（イ）幼稚園型認定こども園の場合

【保育所機能部分の整備に係る補助基準額表（1施設あたり）】

整備定員（2・3号）	本体工事費（1施設あたり）
20人以下	44,900千円
21～30人	47,100千円
31～40人	54,800千円
41～70人	62,600千円

※ 令和6年度単価のため、令和7年度は単価が変更される場合があります。

ウ 補助率

（ア）幼保連携型認定こども園の場合

補助金交付額は、「イの補助基準額」と「アの補助対象経費と総事業費から収入を差し引いた額のいずれか少ない方の額に3分の2を乗じた額」とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に8分の1を乗じた額を市負担額として加えた額を補助額とします。

（イ）幼稚園型認定こども園の場合

補助金交付額は、「イの補助基準額」と「アの補助対象経費と総事業費から収入を差し引いた額のいずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額」とを比較していずれか少ない方

の額を補助基本額とし、補助基本額に2分の1を乗じた額を市負担額として加えた額を補助額とします。

【学校教育部分（耐震化の建替えの場合のみ）】

ア 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とします。）及び実施設計費

なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- ・調査又は点検に要する費用
- ・釘や金具で固定するだけで、外壁・天井など建物と一体的ではない設備
（例）天井吊・壁掛・床置の空調設備
- ・外構工事費
- ・土地の買収又は整地に関する費用
- ・既存建物の買収に係る費用
- ・職員の宿舎に要する費用
- ・解体撤去・仮施設整備工事に係る工事事務費及び実施設計費
- ・国庫補助の事前協議において適当と認められない費用
- ・その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 補助基準額

補助基準額＝本体工事費＋設計料加算＋解体撤去工事＋仮施設整備工事

【学校教育部分の整備にかかる補助基準額表（1施設あたり）】

整備定員（1号）	本体工事費	設計料加算	解体撤去工事	仮施設整備工事
20名以下	70,800千円	本体工事費にかかる補助基準額（左表）の5%（千円未満切捨て）	1,417千円	2,525千円
21～30名	74,200千円		1,608千円	3,082千円
31～40名	86,300千円		2,143千円	3,735千円
41～70名	98,400千円		2,698千円	5,190千円
71～100名	127,800千円		3,804千円	7,786千円
101～130名	153,700千円		4,567千円	9,343千円
131～160名	177,900千円		5,710千円	11,682千円
161～190名	202,200千円		6,852千円	12,771千円
191～220名	224,800千円		7,993千円	14,899千円
221～250名	249,100千円		9,136千円	17,028千円
251名以上	276,600千円		10,278千円	19,156千円

※ 令和6年度単価のため、令和7年度は単価が変更される場合があります。

※ 補助基準額の「整備定員（1号）」は、本体工事費及び設計料加算については整備後における学校教育部分の認可定員（ただし、令和7年5月1日時点の園児数を上限とす

る。)、解体撤去工事については整備前の認可定員、仮設整備工事については実際に仮施設を利用する学級の令和7年5月1日時点の園児数を上限とします。

- ※ 一部建替え等の場合は、建替えにかかる定員又は面積等に応じて別途算定します。
- ※ 子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設の利用定員については、認可定員に一致させることを原則としていることから、現行の幼稚園の認可定員と実員に乖離がある場合は、認定こども園としての新たな認可（認定）定員・利用定員を実員程度で設定する必要があります。
- ※ 応募数や定員設定の状況により、予算の範囲内での交付決定を行う場合があります。

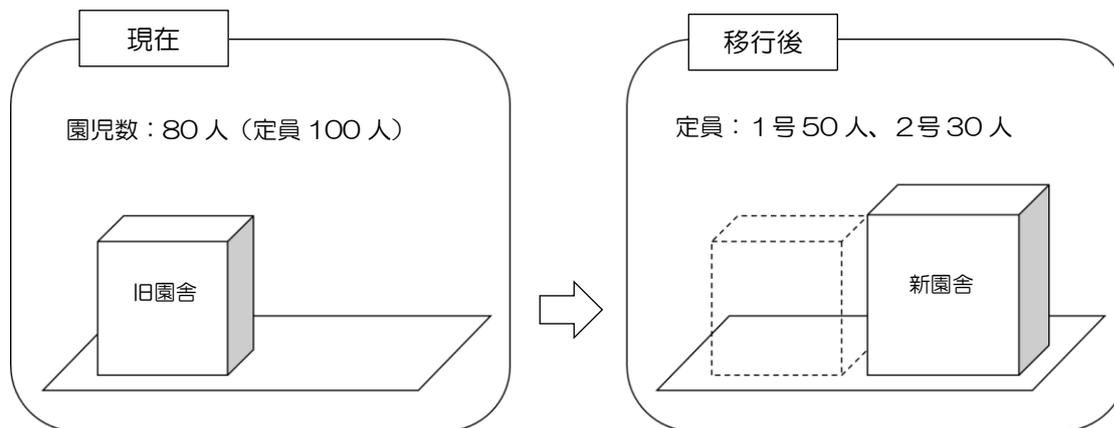
ウ 補助率

補助金交付額は、「イの補助基準額」と「アの補助対象経費と総事業費から収入を差し引いた額のいずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額」とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に2分の1を乗じた額を市負担額として加えた額を補助額とします。

補助額の例

これらはいくまでも補助額計算の一例であり、施設の定員や状況等に応じて計算方法が変わりますので、ご注意ください（単価は令和6年度の例に基づいています。）。

ア 耐震性のない既存園舎を取り壊し、現地で全面建替えし、幼保連携型認定こども園に移行する場合
（計画例）



【学校教育部分】

補助基準額（本体工事費、設計料加算）

定員	本体工事費	設計料加算	計
50名	98,400千円	4,920千円	103,320千円

補助基準額（解体撤去工事費）

定員	解体撤去工事費	計
100名	3,804千円	3,804千円

補助額（最大）

$$(103,320,000円 + 3,804,000円) \times 3/2 = 160,686,000円$$

【保育部分】

補助基準額（本体工事費、設計料加算、開設準備加算）

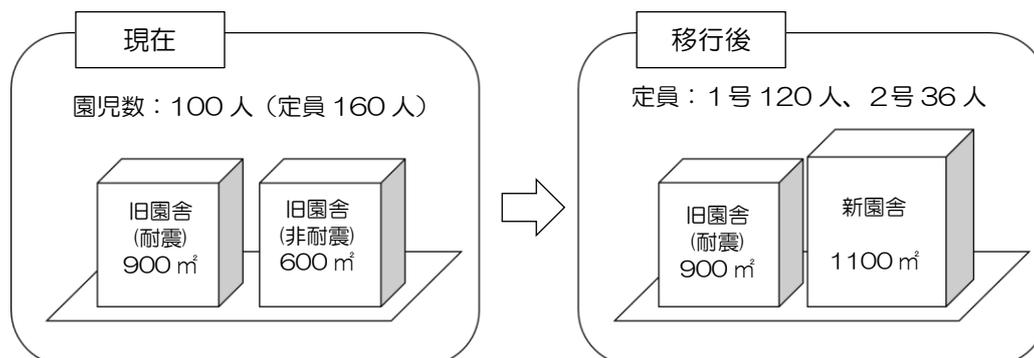
定員	本体工事費	設計料加算	開設準備加算	計
30名	99,000千円	4,950千円	1,020千円	104,970千円

補助額（最大）

$$104,970,000円 \times 9/8 = 118,091,000円$$

イ 園舎の一部は原状のままとし、耐震性のない部分のみを建て替えて幼保連携型認定こども園に移行する場合

(計画例)



【学校教育部分】

新園舎に係る園児数

$$100人 \times 1100\text{㎡} \div (900\text{㎡} + 1100\text{㎡}) = 55人$$

旧園舎に係る園児数

$$160人 \times 600\text{㎡} \div (600\text{㎡} + 900\text{㎡}) = 64人$$

補助基準額（本体工事費、設計料加算）

定員	本体工事費	設計料加算	計
100名	127,800千円	6,390千円	134,190千円

↓ 55/100を乗じて補助基準額を算出する。

	本体工事費	設計料加算	計
	70,290千円	3,514千円	73,804千円

補助基準額（解体工事費）（160名の単価を按分する）

$$5,710,000円 \times (64 \div 160) = 2,284,000円$$

補助基準額（解体撤去工事費）

定員	解体撤去工事費	計
160名	5,710千円	5,710千円

↓ 64/160を乗じて補助基準額を算出する。

	解体撤去工事費	計
	2,284千円	2,284千円

補助額（最大）

$$(73,804,000円 + 2,284,000円) \times 3/2 = 114,132,000円$$

【保育部分】

補助基準額（本体工事費、設計料加算、開設準備加算）

定員	本体工事費	設計料加算	開設準備加算	計
36名	115,100千円	5,755千円	1,008千円	121,863千円

補助額（最大）

$$121,863,000円 \times 9/8 = 137,095,000円$$

(3) 既存園舎を改修する場合

① 補助対象者

幼稚園型認定こども園または幼保連携型認定こども園に移行する幼稚園

② 補助金の算出方法

※補助対象経費を算出するにあたり、学校教育部分と保育所機能部分は、各々の床面積で按分します。

【保育所機能部分】

ア 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）及び実施設計費、開設準備に必要な費用（開設準備に必要な費用は幼保連携型認定こども園のみ）。ただし、別の補助金等の対象となる費用は除外とします。

なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- ・調査又は点検に要する費用
- ・釘や金具で固定するだけで、外壁・天井など建物と一体的ではない設備
（例）天井吊・壁掛・床置の空調設備
- ・外構工事費
- ・土地の買収又は整地に関する費用
- ・既存建物の買収に係る費用
- ・職員の宿舎に要する費用
- ・解体撤去・仮施設整備工事に係る工事事務費及び実施設計費
- ・国庫補助の事前協議において適当と認められない費用
- ・その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 補助基準額（定員や規模に関係なく一律です。）

3,200万円（1施設あたり）

※ 令和6年度単価のため、令和7年度は単価が変更される場合があります。

ウ 補助率

補助金交付額は、イの補助基準額とアの補助対象経費と総事業費から収入を差し引いた額とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）。

例) $32,000,000円 \times 3/4 = 24,000,000円$ （補助金交付額）

7. 欠格事項

大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる次のいずれかに該当する法人は、選定を受けることができません。

- (1) 応募者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき
- (2) 応募者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき

- (3) 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
- (4) 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (5) 応募者又はその役員等が、下請契約、資材、原材料の購入契約又はそのほかの契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、上記(1)から(4)までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第3条第5項第4号イ～チ及び第17条第2項各号の規定に該当する場合は、認定こども園に移行することはできません。

8. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、法人選定の対象から除外します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

9. 応募手続き

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和6年12月23日(月)から令和7年3月14日(金)まで

の午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土曜日・日曜日・年末年始・祝日等市役所閉庁日は除く)

イ 配布場所

大阪市役所地下1階 大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課 窓口

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

※募集要項及び様式は大阪市こども青少年局ホームページでもダウンロードできます。

(2) 応募相談について

次の期間中、募集に関する応募相談を受け付けます。

【応募相談の申込みについて(予約制)】

応募相談は、前日までに必ず電話で予約をしていただき、相談内容、人数、日時などをお伝えください。なお、応募事業者へ確認する内容もありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。予約状況により、希望の日時に対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【応募相談期間】

令和6年12月23日(月)から令和7年4月4日(金)まで

10時、11時、14時、15時、16時の5区分で各1時間以内
(ただし、土曜日・日曜日・年末年始・祝日等市役所閉庁日は除く)

【相談・問合せ先・事前相談場所】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側
大阪市役所 こども青少年局幼保施策部 幼保企画課(環境整備グループ)
電話 06-6208-8126

(3) 応募にかかる事前登録

ア 事前登録

応募する場合は所定の申込書(様式第1号)に必要な事項を記載し、添付書類を添えて、事前登録を行ってください。なお、事前登録を行っていない法人及び案件は、受付期間内に応募書類を持参しても受付をいたしません。

イ 事前登録受付期間

令和6年12月23日(月)から令和7年3月14日(金)まで

(ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く)

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

事前登録の書類は原則持参としますが、送付による場合は書留に限ることとし、受付期間最終日の午後5時30分までに必着とします。

ウ 受付場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側
大阪市役所 こども青少年局幼保施策部 幼保企画課(環境整備グループ)

エ 事前登録書類(1部)

- ① 事前登録申込書 様式第1号
- ② 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び印鑑登録証明書
※いずれも原本かつ発行後3か月以内のものが必要
- ③ 誓約書 様式第2号
- ④ 整備工事スケジュール表(様式については任意)
工事入札、工事契約、工事着工、事業開始時期等が記載されたもの。
- ⑤ 検査済証の写し(建替により全部を解体撤去する既存建物を除く)
 - ・建築基準法第7条第5項の規定による検査済証
 - ・建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証
 - ・(検査済証を紛失している場合)台帳記載事項証明書
 - ・(検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する場合)以下のいずれかの書類
 - a 国土交通省の示す「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。
 - b (用途変更申請が必要な場合または図書がない場合)特定行政庁等と協議を済ませた既存状況報告等の写し
 - c (用途変更申請が不要な場合)建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書の様式の写し

⑥ 【既存建物を増築・改修し、幼保連携型認定こども園に移行する場合】

耐震性を確認できる書類の写し

昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物に認定こども園を設置する場合、耐震基準を満たしていることが証明できる書類、又は耐震補強済であることが証明できる書類

⑦ 【昭和56年6月1日以降に確認通知を受けた建物の建替えを行う場合】

耐震診断結果の写し

※___線の証明書等は全て原本かつ発行後3か月以内のものを添付してください。

※⑥のcについてはこども青少年局から特定行政庁等に問い合わせし、場合によっては事業者選定の対象から除外となることがあります。

(4) 応募書類の受付期間

令和6年12月23日(月)から令和7年4月4日(金)まで

(ただし、土曜日・日曜日・年末年始・祝日等市役所閉庁日は除く)

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

※応募書類の提出は持参のみの受付とし、郵送等による受付は行いません。なお、書類持参時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いいたします。

※応募期間中の書類差替えは可能としますが、応募期間終了後は、本市から指示した事項を除き、原則、書類差替え等を行えません。

(5) 応募書類にかかる留意事項

応募書類は、正本1部、写し5部と計6部必要です。提出書類一覧表(チェック表)等を参照のうえ、必要書類を提出してください。

応募書類は、提出書類一覧表(チェック表)の提出書類番号ごとにインデックスを付け、提出書類番号ごとにページ番号を付記(1-1、1-2、3-1、3-2等)したうえで、1部ずつA4ファイルに穴を開けて綴じてください。

応募書類の詳細は、提出書類一覧表(チェック表)にて確認し、提出前にチェックを行ってください。

なお、提出書類一覧表(チェック表)は、提出時のチェック作業にも使用しますので、他の書類と併せて提出してください。

(注) 当募集要項に沿って応募書類が作成されていない、提出された応募書類に不備・欠落がある場合などにおいては、書類の受理をお断りさせていただきます。応募書類については正本、写しともに必ず内容を確認のうえ、提出してください。

- 提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めません。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。（A4サイズで読みにくい又は字が小さすぎて読めない場合は、A3サイズとし、片袖折りで作成してください。）
- ○ パイプ式ファイル、フラットファイル（背表紙伸縮式含）に綴じて提出してください。
- × なお、クリヤーブック、Z式ファイル、リングファイルは使用しないでください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募提案については、選定終了後に情報公開請求などがあった場合は、公開する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取扱いに留意してください。
- ヒアリング時に応募書類の内容に基づいて質問を行う場合がありますので、応募事業者自身で控えをとり、ヒアリング時に持参するようにしてください。

10. 設置・運営予定者の選定

（1）設置・運営予定者の選定について

- ① 設置・運営予定者の審査は、外部有識者で構成する審査会により行います。
- ② 応募法人は、書類及びヒアリングによって総合的に審査します。
- ③ 応募法人が募集件数と同数以下の場合、設置・運営予定者としての適格性を審査します。
- ④ 審査にあたっては審査基準に基づき行います。
- ⑤ 設置・運営予定者は審査会の評価及び審査意見を踏まえて、本市が決定します。

（2）審査会及び選定方法について

- ① 審査会は整備手法ごとに行います。

審査におけるヒアリングへは、応募法人の代表者（又は、事業責任者）及び認定こども園の園長予定者の出席が必要です。その他出席できるのは応募法人の役員、従業員及び採用予定者に限り、合計4人までとします。

- ② 審査会の日程について

令和7年5月上旬以降に実施します。応募申請後、日程が確定次第、応募法人代表者宛てに通知します。なお、ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外としますので、あらかじめご了承ください。

※令和7年4月中に通知が届かない場合は下記にお問い合わせください。

【審査会出席に関する連絡先】

こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付グループ）

電話 06-6208-8018

③ 審査の対象について

審査会において「事業者の概要」、「事業計画」、「整備計画」について評価を行い、各項目において50%以上を獲得し、かつ、全体で60%以上を獲得した法人を予定者の選考の対象とします。

④ 選定について

補助金による整備事業は、適格性を有し、かつ、得点の上位の法人から順に選定します。

地域型保育事業所を卒園した3歳児の受け皿確保のため、**地域型保育事業所を卒園した3歳児（2号認定）の受入れ枠8名定員（必須）を基本**とし、定員の増に応じ、次の区分により加点します。

応募定員	8人	9人	10~11人	12~14人	15人	16人以上
加点	—	1点	2点	3点	4点	5点

(3) 審査項目

※内容は変更する可能性があります。

項目	審査内容	配点
(1) 事業者 の現況	① 教育・保育事業に関する運営理念・保育方針について	3割 程度
	② 事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制について	
	③ 代表者・事業責任者について	
	④ 監査指摘の事後対応について	
	⑤ 良好な運営確保についての方法及び考え方について	
	⑥ 財政基盤・財務状況について	
	⑦ 規程整備について	
(2) 事業 計画	① 施設運営に係る収支予算計画について	5割 程度
	② 施設の運営方針について	
	③ 施設長予定者及びその運用方法について	
	④ 職員配置計画について	
	⑤ 職員研修・人材育成に関する考えについて	
	⑥ 教育・保育に関する全体的な計画（教育課程等）について	
	⑦ 給食について	
	⑧ 通常時及び災害等非常時の安全管理について	
	⑨ こどもの虐待防止の取組について	
	⑩ 配慮を要するこども・家庭支援が必要な保護者への取組について	
	⑪ 苦情処理の取組について	
	⑫ 子育て支援事業について	
(3) 整備 計画	① 施設整備に係る資金計画について	2割 程度
	② 認可基準に関わる設備について	
	③ 認可基準外の設備等について	
	④ 屋外遊戯場について	
合計		10割

※審査項目の詳細は、大阪市ホームページ「[令和7年度 保育施設等設置・運営事業者募集における審査項目（概要・詳細）](#)」にて公開しています。資料作成及び審査会におけるヒアリングの参考としてください。

11. 応募費用

応募にかかる一切の費用は、応募法人の負担とします。

12. 設置・運営予定者選定までのスケジュール（予定）

内 容	日 程
応募相談期間	令和6年12月23日（月）～令和7年4月4日（金）
事前登録受付期間	令和6年12月23日（月）～令和7年3月14日（金）
応募書類受付期間	令和6年12月23日（月）～令和7年4月4日（金）
設置・運営法人選定期間	令和7年5月上旬～6月上旬（予定）
設置・運営法人の選定結果の通知	令和7年6月下旬（予定）

13. 設置・運営予定者の選定結果

選定結果は、応募法人に通知するとともに、大阪市ホームページ上で選定された法人の法人名、設置予定場所、委員講評の内容等について公表します。

14. 設置・運営予定者決定後の手続き

設置・運営予定者は、認定こども園を開園するため、次の承認・認可（認定）・確認を受ける必要があります。

- (1) 認定こども園開設までに、運営している幼稚園の収容定員の減少にかかる園則変更に関する大阪府の承認（学校法人による保育所設置運営等については寄付行為変更にかかる大阪府の承認が別途必要になります。）。
- (2) 幼保連携型認定こども園については、開設までに、認定こども園にかかる大阪市の認可及び確認を、幼稚園型認定こども園については、開設までに、認定こども園にかかる大阪市の認定及び確認を受ける必要があります。
- (3) 認定こども園への移行にあたっては、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する審査基準」に基づき、認可（認定）・確認を受けることとなりますのでご留意ください。

※このほかにも手続きが必要となる場合があります。

15. その他

- ① 建築基準法等の関係法令、通知などを遵守し、多様化する保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な認定こども園を整備し、大阪市の選定を受けた法人自らが運営すること。
- ② 設置・運営予定者となった事業者は、認定こども園の整備にあたり、近隣への日照・騒音等の環境面に配慮することとし、設置・運営予定者の責任において誠意をもって対応すること。

また、認定こども園の整備と運営を円滑に行うためには、近隣住民等の理解と協力が不可欠であり、事前に丁寧な説明を行うとともに、近隣住民等からの要望等については、法人の責任において誠意をもって対応すること。

令和6年12月 発行

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課 作成

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL 06-6208-8126

FAX 06-6202-9050